

第 18 回大田区空家等対策審議会 議事要旨

日時：令和 2 年 11 月 11 日（水）14：00～16：04

会議場所：大田区役所本庁舎 2 階 201・202 会議室

出席者：高見澤 邦郎

小田 哲一

松原 茂登樹

宮澤 信一

海老澤 圭介

秋成 靖

今井 克治

加藤 裕子

栗田 覚

菅野 俊彦

宮内 哲

中原 賢一

（敬称略・順不同）

1 開会

（榑原都市計画課長）皆様、本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。実は新任で4月から建築調整課長の吉田に代わりまして青木課長になったのですが、本日は体調を崩しまして、急遽、都市計画課長の私、榑原が代理で司会進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。また、物々しく皆様の席の間にパネルを用意させていただいておりますが、これはコロナの第3波が来ているのではという話もありまして、急遽、用意させていただいたものでございます。御了承いただきたいと思います。最初にまちづくり推進部長の齋藤のほうから御挨拶をさせていただきます。

2 あいさつ

（齋藤まちづくり推進部長）どうも皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今、司会の榑原のほうからお話しさせていただきましたとおり、コロナがまた大変はやってきております。第3波とも言われております。私ども、対策には万全を期したいところでございますが、今年度は特にこの関係がありまして、本来、空家対策等審議会は春先にやる予定でございましたけれども、それができなくて、今回が今年度初めてということになります。今回は特に、平成28年に策定した空家等対策計画の改定ということで皆様方の御意見を頂戴しながらやらせていただきたいと思います。平成30年の住宅・土地統計調査が昨年まとまりまして、全国の空

家の数が848万戸となっております。平成25年の調査に比べて約30万戸増加しております。大田区につきましては、25年当時が6万1790戸でしたけれども、そこから4万8450戸ということで、1万3000戸ほど減少しているところでございます。これも皆様方のおかげといったことも多大なものでございますけれども、空家対策が引き続き重要なことは同じでございますので、数が減ったからといって気を緩めずに、私どもとしてもやっていきたいと考えてございます。今日は皆様方の忌憚のない御意見を頂戴しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(榊原課長) それでは、ここからは着座にて進めさせていただきます。今、部長のほうからも話がありましたけれども、前回の第17回の審議会はコロナ禍で中止させていただいております。そのため、本日、改めまして、新たに参加される委員の方の御紹介を最初にさせていただきます。新しい委員の方々には、委嘱状を既にお渡しさせていただいておりますのでございますが、御紹介をさせていただきたいと思っております。

(委員紹介・委員自己紹介)

(榊原課長) それでは、ここからは会長に審議の議事進行をお願いしたいと思います。

(会長) どうも皆さんこんにちは。議事に入る前に、事務局から連絡事項を一通りお願いいたします。

(大場空家対策担当係長) 空家対策担当の大場から説明いたします。審議に先立ちまして、事務局から連絡事項を3点ほど申し上げます。1点目に、今回の審議会は公開部分と非公開部分がある点です。公開部分の審議後、傍聴者に退席いただいた後、非公開部分の報告等がございます。また、その際にレイアウトを一部変更させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(配布資料説明)

(会長) それでは、傍聴の方が見えていたら、入場をお願いしたいと思います。

(傍聴人入室)

3 議題（公開）

(会長) これから議事でございますので、改めて御挨拶いたします。こういう状況の中で皆さんにお集まりいただき、大変ありがとうございます。今日の審議も、前半は今後5年間の計画ということで御意見を賜りたいということで、公開は非公開審議となりますけれども、幾つかの案件について予定されております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは最初に、委員の出欠の確認をお願いいたします。

(大場係長) 事務局から報告いたします。委員総数12名、全委員出席ですので、「大田区空家等対策審議会条例・第7条第1項」の規定により、本会議は成立しております。

(会長) ありがとうございます。今日は議事、報告等でほぼ1時間半前後かなと思いますので、そのつもりでよろしくお願いいたします。それでは、議題（1）対策計画の改定について、事務局から御説明ください。

(大場係長) 審議18-資料1に基づきまして、大田区空家等対策計画の概略を私のほうか

ら説明させていただきたいと思います。区のほうでは、平成27年5月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、平成28年7月に「大田区空家等対策計画」を策定し、総合的な空家等対策を推進してきました。このたび、5年間の計画期間満了に伴い、本計画を改定し、空家等対策の一層の推進を目指します。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間。その後、空家等対策計画の見直しが必要な場合は、審議会や庁内調整会議における審議、検討を経て随時見直しを行います。改定に当たり、主な拡充内容は4つございます。第1に「空家等に関する課題の整理」です。13ページになるのですが、平成28年8月から設置している空家総合相談窓口に寄せられた相談事例、平成29年に実施した空家等の所有者への意向調査の結果から明らかになった課題を整理し、解決に向けた対応策を整備します。第2に「相談体制の充実」です。ページでいくと15～17ページに当たります。空家総合相談窓口、空家総合相談会、空家等に関する問題の啓発セミナーなど、関係団体・機関との協力連携を強化し、相談体制の一層の充実を図ります。第3に「助成事業や関連事業の普及啓発」です。20ページ、23～25ページに当たります。空家等の維持管理や利活用を促すため、既存の助成制度や空家等地域貢献活用事業などの一層の普及啓発を推進します。第4に「空家等の発生又は増加の予防」です。ページでいくと34ページになります。少子高齢化の進行や単身高齢世帯等の増加を踏まえ、福祉をはじめとする関係部局と連携しながら、空家等の発生または増加を予防する取組を進めます。次に、裏面を御覧ください。上の表は、空家等対策計画策定後のこれまでの実績の報告になります。「空家対策」は第3章、「特定空家等対策」は第4章、「空家の発生又は増加の予防」は第5章となっています。これらの実績を踏まえ、改定素案を作成しております。下の表は、計画の主な改定点をまとめたところになります。概略の説明は以上になります。各ページの説明については、担当から説明いたします。

（津本係員） 審議18資料-2、空家等対策計画の改定素案について、空家対策担当の津本が御説明させていただきます。委員の皆様には、改定素案を事前にお渡しさせていただき、御意見をいただきました。ありがとうございました。御指摘いただいた内容は改定素案に反映させていただきました。それぞれ説明が必要な御意見については、後ほど御紹介をさせていただきます。計画の改定案を御覧いただきながら、主な更新や修正点について、簡単ですが御説明をさせていただきます。

表紙の裏面は目次になっています。計画は、5章の構成となっています。第1章と第2章は、当初の計画から位置を逆に変更しています。第1章が「計画の概要」、第2章が「空家等対策の背景」、第3章が「空家等対策」、第4章が「特定空家等対策」、第5章が「空家等の発生又は増加の予防」という構成となっています。

続きまして、本文について御説明いたします。文言等の修正、変更は、説明を省略させていただきます。まず、1ページ目、「第1章計画の概要」になります。「1計画の目的」の前の2行になりますが、「この度、5年間の計画期間満了に伴い、この間の施策実施動向や社会情勢の変化を踏まえ、総合的な空家等対策を一層推進するため、本計画を改定し

ます」と追記をしています。こちらは委員の方から御意見をいただき、「この度、5年間の計画期間満了に伴い」の後に「この間の施策実施動向や」を追加いたしました。次に、2ページ目を御覧ください。空家等対策計画の位置づけについて、図を載せております。上位計画である大田区基本計画や福祉部局との連携では、おおた高齢者施策推進プランについて更新をしています。

続きまして、4ページをお願いします。「第2章空家等対策」の背景です。「1空家等の状況」では、平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査に基づき、空家の実態に関するデータを更新しています。5ページの「(2)大田区における空家等の実態」では、平成25年の前回の調査から比較し、減少している旨を追加いたしました。こちらも委員の方から御意見をいただき、追加いたしました。5ページ下のグラフでは、空家総合相談窓口や区各部署に寄せられた空家情報により把握した空家の件数を掲載しています。計画は来年度改定いたしますので、改定時は令和3年3月31日時点の数値に更新する予定です。次に、6ページを御覧ください。前回の策定から現在までに特に多かった相談内容について追記をいたしました。続きまして、7ページ「2国の動き」では、平成28年の税制改正による空家の発生を抑制するための特例措置が創設されたことを追記しています。「3区この間の取組み」では、「大田区空き家の適正管理に関する条例」の廃止や空家総合相談窓口、相談会の開始について追記をしています。続きまして、8ページになります。「イ関係各課の対応」では、空家に関する御相談について、区の関係各課の対応について新たに説明を加えております。続いて、10ページになります。「4大田区における組織体制」の説明になります。11ページの上の関係課の一覧表と次の12ページの大田区空家等対策関係図では、関係部署を追加させていただいております。次に13ページ、「5空家等に関する課題」では、先ほど説明させていただきましたが、空家の総合相談窓口に寄せられた相談事例や意向調査などの結果から、空家に関する課題を整理いたしました。課題は大きく3つに分類しています。(1)所有者等に関する課題(2)土地・建物に関する課題(3)地域・社会に関する課題となります。第2章までの説明は以上となります。

(会長) 一度ここで区切って御質疑を受けましょうか。今までの御説明で、お気づきの点があれば御指摘ください。お願いいたします。

(委員) 9ページに代執行前、代執行中、代執行後とあるのですが、この後、代執行が終わってしばらく更地になっていたのですが、現在住宅が建っているというのは御存じですか。

(大場係長) そこまでは確認しておりません。

(委員) 先日測量のために近くを通りましたら、既に住宅が建っておりまして、その辺のところを区が捉えているのかなど。建築課に関係あるのだと思います。参考意見です。

(会長) ありがとうございます。新築住宅の写真を載せるわけにはいかないけれども、括弧書きか何かで、その後、新しい住宅がということが分かっているならば書くことも含めて御検討ください。

(委員) 目次の説明はしていただいていますか。目次のページ数が違うかなと思って、確認をしていただきたいのですが、第3章の4からなのですけれども、19となっているのですが20ではないかと思うのです。間違っていないですか。

(大場係長) 確認して、必要な修正をいたします。

(委員) 順番にいくと、そこが20で、次が23で、次が24で、28、28、28、28で、最後が34かなと思うので、確認をお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。お願いいたします。

(委員) 5ページにあります統計調査の結果が大幅に増えた、空家の数が平成25年と30年の調査で増えたとあります。総務省の住宅・土地統計調査の空家のカウントの仕方といえますか、基準というのは5年間で何か変化はあるものでしょうか。ないものでしょうか。

(大場係長) 調査方法が変わったとは聞いていないのですけれども、全部を調査するというのではなくて、ある程度、統計の調査でしているとは聞いております。その統計の抽出によっても若干数字が変わるのかなとは思っております。詳細は申し訳ありません。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。かなりの抽出調査ですし、毎年同じ場所をやるわけではないのですよね。

(大場係長) そうだと思います。

(会長) 数字が確実な値かどうかというのは、我々研究者の世界でもちょっと微妙なところがあります。ただ、大きな統計ではそれ以外に頼るものがないものですからね。ありがとうございます。第2章まででは、よろしゅうございましょうか。もちろんまた思い出したことは御報告いただくとして、引き続き御説明をお願いいたします。

(津本係員) 続けて御説明をさせていただきます。15ページの「第3章 空家等対策」から御説明をさせていただきます。「1相談体制の充実」では、空家総合相談窓口及び相談会についての説明をしています。これまでの相談窓口や相談会の件数を掲載しています。詳細は最後の参考資料にも掲載しておりますので、後ほど御説明させていただきます。次に、16ページ「(3) 関係団体・機関との連携体制の確立」です。こちらでは、建築、法律、不動産、福祉、その他維持管理等に関する10団体と協定を締結したことについて追記をしています。図-3及び図-4の相談体制及び空家総合相談会のイメージ図は、事前に相談会に関わっていただいている協定団体の方々に御意見をいただき、作成をさせていただきました。また、図-3の相談体制のイメージ図の協定締結団体の一番下に維持管理と入っておりますが、17ページの図-4の空家総合相談会のイメージ図の相談員の中に維持管理が入っていないのではと委員の方から御意見をいただきました。この内容については、図の下の米印に追記をしています。米印は2つありまして、下の米印になりますが、維持管理に関する御相談については、建築・不動産の専門家が相談会ではアドバイスを行っております。また、内容によっては、維持管理に関する協定団体を別途御紹介させていただいております。そのように追記いたしました。続きまして、「2空家等の調査」につ

いてです。18ページでは、平成28年と令和元年に行った実態調査、19ページでは、平成29年に行った意向調査について追記しています。意向調査の結果は参考資料の最後にも掲載しております。続きまして、20ページになります。「4 空家等の適切な維持管理の促進」では、区の防災まちづくり課で行っている各種助成制度を追記しています。こちらの制度に該当する可能性のある空家については、空家対策担当から空家所有者に対し周知を随時行っております。続きまして、22ページの「空家等対策の取組み」では、これまでの実務を基に、空家等対策の取組についての流れを一部追記しております。23ページ、「5 空家等及び除却後の跡地利用の取組み」ですが、令和元年9月3日に設立した大田区居住支援協議会について追記をしております。「6 空家等地域貢献活用事業の取組み」では、事業の流れを当初の計画からは詳しく掲載をいたしました。25ページでは、現在までに新しく成立したマッチング事例について更新をしております。

次に、26ページは「第4章特定空家等対策」についてになります。これまでに特定空家等と判定された件数を追記しています。28ページ「3 特定空家等の適切な維持管理等の促進」では、特定空家等対策を行うための区の助成制度について追記をしております。次に、33ページは「所有者等が確知出来ない場合の特定空家等の判定及び取組み」になります。民法による財産管理人制度の活用について追記をしております。本文最後の34ページになります。「第5章空家等の発生又は増加の予防」になります。空家等の発生理由については、平成29年の意向調査を基に説明を追記しております。空家所有者の意向調査の主な結果は、資料2の最後のページから2枚目を御覧ください。参考資料に、意向調査の主な結果を掲載しております。この中で、回答者の年齢では60歳以上が73.2%、空家になった理由では、高齢化による理由が61.3%となっております。こういった理由から、先ほどの34ページの第5章の中には、意向調査の結果で高齢の方のというお話がありましたので、「空家等への対策を講じるとともに、福祉をはじめとする関係部署と連携しながら」と追記をしております。34ページをご覧ください。「1 空家等の発生又は増加の予防」の「(1) 啓発業務」では、近年実施していますセミナーの開催について追記を行っております。本文の説明は以上になります。

続きまして、最後に附属資料と参考資料をつけております。附属資料のほうは、附属資料1では特定空家の判断基準、こちらは27ページにも国のガイドラインを掲載しているのですけれども、国のガイドラインを参考に記載しています。平成28年からの大きな変更はございません。附属資料2の空家対策における関係各課一覧は、関係各課を一部修正、追記しております。最後に、参考資料を添付しているページがあります。参考資料では、「1 大田区空家等対策審議会」「2 空家等対策庁内調整会議」の開催の経過を更新しております。また、審議会委員名簿については、来年度の改定時の名簿に修正する予定です。「3 『大田区における空家等対策に関する協定』締結先一覧」「4 空家総合相談窓口、空家総合相談会の実施について」「5 空家等の所有者等への意向調査の主な結果」という形で最後に資料を追記しております。改定素案の説明は以上となります。

(会長) 御発言をお願いします。

(大場係長) 私のほうから、委員の皆様からいただいた意見で、今の修正に当たらない回答や必要なものについて、2点ほど御紹介させていただきたいと思います。1点目は、財産管理人制度について、可能ならば少し説明をしてはどうかという御意見をいただきました。区のほうでも実績があるのではという内容でございました。それにつきましては、参考と書きました国土交通省のホームページに載っている資料を基に、33ページの後辺りにこの内容から抜粋してつくろうかと思っております。

もう一点につきまして、ご意見の主な内容を述べさせていただきたいと思います。建築内部など見えない部分で崩壊や破損が進んでいる空家が多く見られる。適切な管理を迅速に行えない建物は、特定空家状態になる前に何らかの対策が必要。そのためにも、空家所有者への建物の現状の認識をしていただくことが必要。次に、空家の追跡調査及び所有者への積極的な区の指導体制が必要。除却助成制度は、空家対策の一環として成果を上げている。区関係団体、区民がお互いに協力し合い、適切な管理がされていない状況を一例でも少なくすることができる計画としたいというような御意見をいただきました。空家を特定空家にしないための所有者の意識づけ、現況把握の必要性に力強い御意見をいただいております。相談窓口・相談会といった相談体制の充実、意識啓発、また所有者等への継続的なアプローチも重要と考えます。空家を特定空家にしないこと、空家の適正管理の必要性についても計画の15ページ、20ページ、21ページの文言修正なども検討してまいりたいと考えております。私からは以上です。

(会長) ありがとうございます。最後の2点は今後また事務局で修正なり補完できる範囲で検討お願いいたします。今までの御説明について御意見、御質疑をお願いします。さらに、ほかにも委員さんから寄せられた意見があると聞いております。それらは今までの御質疑を承った後、また御紹介、御説明いただきましょう。今までのところでいかがでしょうか。

(委員) 第5章、34ページなのですが、前の会議のときにも申し上げたと思うのですがけれども、空家が発生するのは自然的に発生してしまうのでしょうかね。お住まいになっている方が病気になったりとか、施設に入居したら、自然発生的に空家になってしまうので、先ほどの御意見にもありましたが、維持管理されていない空家の発生が問題なのです。だから、空家になったらすぐ売却しなければならぬわけでもないのですが、ここは私がずっとお願いしているのですが、何とか工夫をしていただけないかと思っています。結局、成年後見人をつけて売却することで、大分トラブルが散見されますので、そこはすごく気を遣っていただきたいなという希望があります。よろしくをお願いします。

(会長) 事務局、いかがでしょうか。

(大場係長) その点についても検討させていただきたいと思います。

(会長) 空家全てが困ったことだから、それを発生させまいといっても、事情では十分起きるわけですからという御趣旨ですので、よろしくをお願いいたします。そのほか、いかが

でしょうか。また気がついたらということで、事務局のほうからさらに御意見の追加があったことについて、御報告いただけますか。

（吉澤課長）住宅担当課長の吉澤でございますが、ほかの委員の皆様からいただいた御意見を御紹介させていただきます。2点ございまして、1点目が、条例制定後7年が経過し、社会情勢の変化に応じた空家等対策計画の見直しに賛成です。当初の空家を外部不経済発生原因とし、生じる外部不経済効果の低減を目指す取組から、空家を地域資源として、空家等地域貢献活用事業を推進するのは、政策的にも有効ですという貴重な御意見をいただきました。誠に貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。管理不全の空家を生じさせない、未然防止の観点からも、こうした取組は一定の効果があると認識しているところでございます。今後も、空家等地域貢献活用事業を継続的にしっかりと取り組んでまいります。今後とも、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

もう一点、御意見をいただきました。利活用では公益的にとっているが、住宅困窮者にも空家を活用できるようにして欲しい。空家対策と居住支援協議会がもっと連携して欲しいという御意見を頂戴しているところでございます。

（会長）ありがとうございます。この点については、御意見を寄せていただいた委員から補足として御意向を御説明いただけるようでございます。

（委員）委員長、ありがとうございます。資料の配付をお願いしたいのですが、私が申し上げた意見というのは、居住支援協議会との連携についてということで、23ページにあるのですけれども、議事録の記載を少し工夫していただければと思います。私は、このコロナ禍において、社会福祉協議会さんでもやっていらっしゃる住宅確保支援給付金の話や、ホームレスの方が10万円をもらえないという問題で、10万円をもらえないのはなぜかというと、住居がないからだ。住居がないから住民票がないので、ホームレスの方々に住居をどうやって取得してもらおうかということをいろいろと支援してまいりました。そのような形で生活保護受給者の方ともいろいろと接点が出てきて、そうすると、住宅を取得するのはとても大変なのです。居住支援協議会を立ち上げていただいて、発足しているということで、議事録等も拝見させていただきました。生活保護の方と接点を持っていると、どうしても住宅に入っていただくのも大変なのです。連帯保証人と保証会社を両方つけなさいといった方針が出たりすると、事実上、ほとんど借りられない状態になっているということです。いろいろと市民活動をしていらっしゃる方も、住まいの貧困というようなことを言われるようになっていきます。これから12月に向けていよいよ住宅確保支援給付費金の支援も打ち切りだと言っている中で、もちろん公益的な目的での活用というのは、それはそれでいいことだと思うのですけれども。

資料でお配りしたものなのですが、令和2年度空家対策の担い手強化連携モデル事業というもので、国交省の資料になるのですが、各地の団体でいろいろな取組をなさっています。例えば1ページ目の「部門1人材育成と相談体制の整備部門」第2番目などは、空家相談窓口での相談事例のうち、住宅確保要配慮者に関してということで、要配慮者を意識

されたものや、部門2のほうの1番目の愛知県の団体では、外国人等住宅確保をしづらい方とのミスマッチを解消しバディーのサポートによって地域社会に溶け込みということで、ただ単に住宅を供給しただけではなく、その人たちが地域社会に溶け込んでいくサポートまで行っています。2番目も、住宅確保要配慮者。6番目も、高齢者や子育て世代等の多様な世代が快適に暮らす。8番目の神奈川県についても、住宅確保要配慮者。13番目は、女性専用の空家等活用コンセプト型共同住宅。16番目、学生向けの空家活用による住居提供。19番目、学生や子育て世帯の住まい等、かなり居住を目的とした空家の活用の事例もこういうことで挙がっているということです。

スタートした当初は公益的などということで、縛りかけるのはそれで意味があったと思うのですが、増え続ける空家を公益目的だけに限定しては、なかなか利活用の幅も狭まってくると思いますので、ぜひそういった形での前向きな検討をしていただきたいなど。計画案にどこまで書くかどうかは、それはそれで検討されるべきことではあると思うのですが、連携等も視野にということが、言葉だけではなくて、実際にどう連携するかという具体的なことも考えていただけるといいなと思ってお時間をいただきました。ありがとうございました。

(会長) ありがとうございます。ただいまの御意見について、事務局のほうから何か。よろしくをお願いします。

(吉澤課長) 御意見をありがとうございます。住宅困窮者ということでございまして、まさに住宅確保要配慮者への対策と考えているところでございます。そもそも住宅確保要配慮者に対する支援もさることながら、逆に物件を提供していただく貸主などの理解促進もとても重要であると認識しているところでございまして、今、居住支援協議会では、まず貸主などを対象としてセミナー開催を検討しているようなところでもあります。具体の支援策などにつきましては、今、ここにもお示しいただきましたけれども、先進事例はたくさんあるように思いますので、調査研究するなど、取り組んでいきたいと考えているところでございます。また、記載の方法につきましては、持ち帰らせていただいて、検討ということになると思います。

(会長) どうぞお続けください。

(委員) ありがとうございます。過激なことを言うようですと、国民だけではなかなか厳しいところもあって、どうやって大家さんのモチベーションを上げていくか。法令で借地借家法等もあり、なかなかモチベーションが上がらないだろうということが私も実体験としてあるのですが、国民にお任せするのではなくて、区のほうがリードしていくというような政策をお考えいただけるとありがたいです。以上です。

(会長) ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

(委員) 今の委員のお話は、非常に深い意味があるのかなと思っております。我々福祉の分野だと、今、地域包括ケアというものを進めておまして、保健だとか医療だとか生活支援、その中でも住まいが一番重要だと言われております。今、コロナ禍におきまして、

社会福祉協議会でも生活福祉資金の特例の貸付けというものがありまして、相談が3月から5万件ぐらい来ておりまして、その中には住宅に対して非常に困った方もいらっしゃるということで、これから先、そういった課題も出てくるかなと思います。私ども社会福祉協議会も居住支援協議会のメンバーでございますので、区と一緒に、委員のお話の辺りを考えていければなと思っております。

(会長) ありがとうございます。今の両委員及び各委員も、御発言の趣旨については御賛同なさると思います。計画書のほうに何かうまい記載の仕方、そういうことが分かるような記載を可能であれば工夫していただきたいと。そのほか、今までの全般を通じて、第1章、第2章も含めてで結構ですけれども、お気づきの点はありますでしょうか。今日のところは御説明に対してよろしいですか。これからスケジュールをお示しいたしますので、その中でも今後の我々の対応について確認できると思います。それでは、今後のスケジュールの御説明をお願いいたします。

(大場係長) それでは、事務局から御説明させていただきます。資料は、右上に審議18資料-3と書いた資料になります。空家等対策計画の改定スケジュール（案）なのですが、新型コロナウイルスの影響により、区の予算や計画に係る区政の方針が変更となる場合は、若干変更になることがあると思います。まず、第17回は5月に予定していましたが、ここについてはコロナ禍で中止になりまして、資料送付という形にさせていただきました。その後、庁内の関係部局との調整をいたしまして、今回、第18回空家等対策審議会のほうで、大田区空家等対策計画の改定素案に関する審議を現在いただいております。この後、今回出た修正点や御意見を反映させていただいて、また庁内の関係部局とも調整をいたしまして、第19回ということで、2月頃に空家等対策計画の改定素案の今回の修正に関する審議を予定しております。その後、令和3年3月から4月にかけてパブリックコメントを3週間ほど実施する予定になっております。その後、第20回ということで、令和3年6月頃にパブリックコメントの内容及び回答について、大田区空家等対策計画（改定案）ということで諮問させていただいて、審議会で審議後答申をいただきたいという形で考えております。その後、7月に大田区空家等対策計画の改定の決定をさせていただきたいと思っております。現在、区のほうで考えているスケジュールは以上になります。よろしくをお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。このスケジュールに関して、何か御質疑はございますか。

(榊原課長) 追加なのですが、委員の皆様、御審議ありがとうございました。審議会終了後も、今の計画に対して御意見がありましたら承りたいと思っております。事務局まで、来週末の20日ぐらいまでに連絡いただければ、ぜひ対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。今日の御議論ももう一回持ち帰っていただいて、さらに何かお気づきの点があれば、どうぞ御遠慮なく。みんなの目で見れば、単純な誤りも含め

てさらに改善されると思います。20日頃でしょうか。10日先ぐらいを目途に、もしお気づきの点があったら、何らかの方法で事務局に御連絡をお願いいたします。以上、今後の進め方を含めて、御質疑、御質問、御意見はございますか。それでは、議題は以上でございます。ここをもって公開審議を終了いたしたいと思いますので、一度休憩を入れて、5分か10分先に再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(榊原課長)これから設営をさせていただきますので、10分ほど休憩させていただきます。これで傍聴者のほうは退席するような運びとなっております。したがいまして、15時5分にもう一度、着座いただければと思います。それでは、設営させていただきますので、御協力をお願いいたします。

(以下 非公開)